

北海道旭川方面旭川東警察署告示第 1 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 7 年 2 月 17 日

北海道旭川方面旭川東警察署長 老浪 和也

1 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称及び調達予定数量

ア 自動車用ガソリン（J I S 1 号）（1 リットル当たりの単価）	4, 200 リットル
イ 自動車用ガソリン（J I S 2 号）（1 リットル当たりの単価）	80, 900 リットル
ウ 軽油（J I S 各号）（1 リットル当たりの単価）	4, 900 リットル
エ ガソリンエンジン用オイル（A P I S N 級 マルチグレードタイプ） （1 リットル当たりの単価）	420 リットル

(2) 契約の目的の仕様等 (1)に同じ

(3) 契約期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所 給油票又は給油カードを提示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和 6 年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 上川総合振興局管内に本店を有すること。
- (5) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）第 27 条第 1 項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (6) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 88 号）第 3 条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。
- (7) 次に掲げる庁舎等ごとに定める範囲内で給油（代行給油を含む。危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 17 条第 5 項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）における給油にあつては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能なこと。

庁舎等の名称	所在地	範囲
北海道旭川方面旭川東警察署	旭川市 1 条通 25 丁目 487 番地の 6	半径 2 km
北海道旭川方面旭川東警察署上川交番	上川郡上川町北町 69 番地 1	半径 2 km
北海道旭川方面旭川東警察署愛別駐在所	上川郡愛別町字本町 103 番地 2	半径 2 km
北海道旭川方面旭川東警察署美瑛交番	上川郡美瑛町中町 4 丁目 4 番 18 号	半径 2 km

(8) 札幌市中央区、函館市、釧路市及び北見市で給油（代行給油を含む。セルフ給油所に

おける給油にあつては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。)が可能なこと。

- (9) 次に掲げる庁舎に定める範囲内で日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に給油（代行給油を含む。セルフ給油所における給油にあつては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能なこと。

庁舎等の名称	所在地	範囲
北海道旭川方面旭川東警察署	旭川市1条通25丁目487番地の6	半径2km

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(9)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和7年2月17日（月）から同年3月7日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 078-8211 旭川市1条通25丁目487番地の6
北海道旭川方面旭川東警察署会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道旭川方面旭川東警察署会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 旭川市1条通25丁目487番地の6 北海道警察旭川方面本部総合庁舎2階小会議室（送付による場合は、3の(1)のウへ送付のこと。）
- (2) 入札日時 令和7年3月17日（月）午後1時30分（送付による場合は、同月14日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便等による入札の可否

認める。

9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）であるものを落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要とした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することはできない。

11 契約書作成等について

- (1) この契約は契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

12 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、当該消費税等相当額は、当該代金の請求時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道旭川方面旭川東警察署会計課

イ 所 在 地 郵便番号 078-8211 旭川市1条通25丁目487番地の6

ウ 電話番号 0166-34-0110 内線 231

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(13) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(14) 給油票又は給油カードの経費負担

給油票又は給油カードに係る経費は、供給人の負担とする（給油票の場合は1冊あたり3枚複写50組で年間約250冊、給油カードの場合は年間約80枚）。

(15) 物品売買単価契約書第3条に基づく単価の変更については、協議を行う月の市況価格の変動を勘案の上、協議を行う月の初日を適用日として協議の上、決定することとする。

(16) 入札書に記載する金額は、1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）の位まで記載することができる。

(17) その他

この公告のほか、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。